

令和8年度 広報あきた広告掲載業務仕様書

秋田市広報広聴課

1 業務の内容

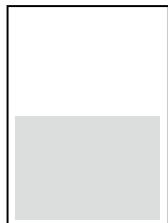
市は広報あきた1年間分の広告枠を広告取扱業者に売却する。業者は広告主を募集し、作成した広告データ等を市に納入する。

2 広告枠の規格等

(1) サイズ 広報あきた(A4判・28ページ)の裏表

紙下部：タテ125ミリ×ヨコ190ミリ(タテ型2分割も可とする)

(裏表紙)



※広告枠内に5ミリ×1センチ程度の箱を作り「広告」と表示すること

(2) 色 フルカラー

(3) 発行部数 1回当たり137,000部(変動あり)

(4) 配布対象 市内全戸および配布を希望する事業所(配布は民間配布業者による)

3 広告の掲載時期

令和8年4月から令和9年3月まで、毎月第1金曜日の全12回。

4 広告の内容

(1) 別添の「秋田市広告掲載基準」および「秋田市広告掲載要綱」による。

(2) 同一広告主による掲載の回数等は別紙「同一広告主の広告掲載回数について」による。

5 広告内容の届出と承認

(1) 原則として、広報あきたの発行日の25日前(土・日、祝日および市の休日を除く)までに、掲載しようとする広告について、「広報あきた掲載予定広告届出書」(様式1)および「広報あきた広告掲載に係る申告書(広告主用)」(様式2:年度の初回掲載時のみ提出)、「広報あきた掲載予定広告チェック表(広告取扱業者用)」(様式3)、掲載しようとする広告の原稿(電子データ)を市に提出し、掲載の承認を得るものとする。

(2) (1)の提出期限は、4月発行号については、相談の上決定する。また年末年始や連休、お盆期間などに伴い、広報あきたの校了日が早まる号があるため、その場合は、別途指示するものとする。

6 契約金額の支払い

(1) 業者は、広告掲載の有無を問わず、市に広告料を支払うものとする。

(2) 広告料の支払いは12回の分割払いとし、令和8年4月から毎月末に、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

7 その他

広報あきたの発行にかかる予算等は、3月に行われる市議会定例会において確定するため、場合によっては契約内容に変更が生ずることがある。

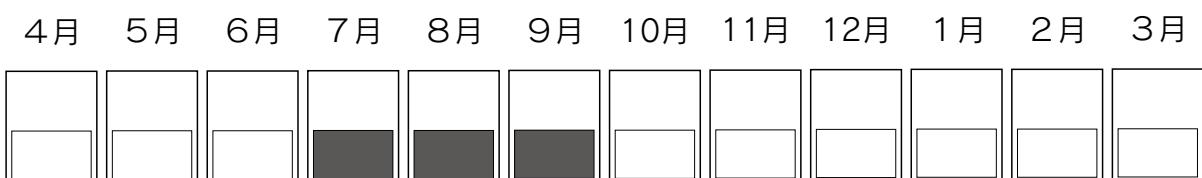
同一広告主の広告掲載回数について

秋田市広報広聴課

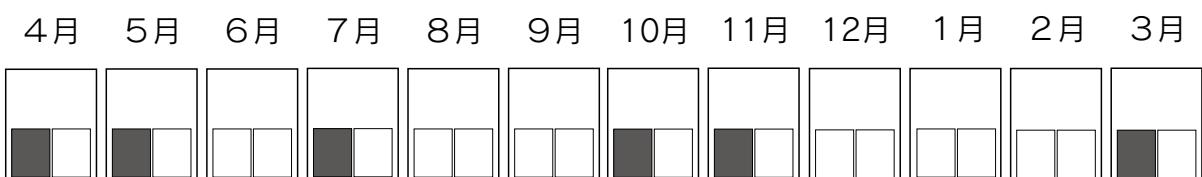
広報あきたの広告スペースは限られているため、過度に特定の企業等に偏った印象の広告スペースとならないよう、同一広告主による広告の掲載は、年間の全広告枠の4分の1相当までとします。具体的には、次のような回数(枠数)となります。

- (1)広告枠を分割しない場合…年間全12枠中、3枠まで。
- (2)広告枠を2分割する場合…年間全24枠中、6枠まで。
- (3)「分割なし」と「分割」を組み合わせる場合…例えば、分割なし1回、2分割4回など、分割しないスペースで年間3枠以内であれば、組み合わせも可能とします。
- (4)上記(1)～(3)の範囲以内であれば、2回以上連續して同一広告主の広告を掲載することも可能とします。

上記(1)の例



上記(2)の例



上記(3)の例

